

未収債権の目標及び具体処理策

所 属: 危機管理室

1. 債権名(債権区分)

災害援護資金貸付金	区分: 私債権
-----------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

25実績	158,413 千円	26目標	125,387 千円	26実績	148,982 千円
27目標	116,764 千円	28目標	108,825 千円	29目標	101,425 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
	整理率	25実績 -	26目標 -	26実績 -	27目標 -	28目標 -	29目標 -
過年度	徴収率	25実績 6.8%	26目標 8.1%	26実績 6.0%	27目標 6.8%	28目標 6.8%	29目標 6.8%
	整理率	25実績 6.8%	26目標 20.8%	26実績 6.0%	27目標 21.6%	28目標 6.8%	29目標 6.8%

4. 26年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	151 件	148,982 千円	152 人
26年度賦課分		件	千円	
25年度以前賦課分		151 件	148,982 千円	
回収債権	計	127 件	125,054 千円	
処分したもののうち、換価前のもの		10 件	16,448 千円	
分納暫約・徴収猶予		75 件	62,862 千円	
交渉中		42 件	45,744 千円	
整理債権	計	24 件	23,928 千円	
処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		1 件	1,624 千円	
執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		2 件	1,933 千円	
時効年限を経過したもの		7 件	1,495 千円	
生活困窮状態で履行見込みのないもの		0 件	0 千円	
当該債権について破産による免責決定があるもの		13 件	17,036 千円	
相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		0 件	0 千円	
死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		1 件	1,840 千円	

5. 26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
C1		C1

A: 目標を上回る達成(達成率105%以上)

B: 目標を概ね達成(達成率95%以上~105%未満)

C1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

C2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

現年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績

課題	改善策

過年度の取組内容の検証など

26年度 取組内容	26年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 ・分割納付誓約の提出のない者15名については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 ・現在、区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了した段階で危機管理室で一元的に管理し、未収債権の管理を強化していく。 ・債務者の資力調査等を踏まえ、法的にも回収が困難であると判明した債権については債権放棄も視野に入れつつ、国などの関係機関とも調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割納付誓約を締結した債務者に対して、債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底した。 ・平成26年度中に11名が完納に至るなど、着実に回収が進んでいる。 ・分割納付誓約の提出がなく、納付がない者については資産調査など回収に向けた対応を行っている。 ・平成26年度に訴訟提起を1件行った。 ・区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了した37件について危機管理室への引受を実施した。 ・破産免責等を受け、法的にも回収困難となった債務者について、債権放棄の手続きを取るべく情報の集約・資料の整理を行った。



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・債務者・保証人ともに破産免責を受けるなど回収不可能な債権があることにより、債務残高に対する回収率は過小なものとならざるを得ない。 ・私債権であることから調査権に限りがあり、悪質な債務者に対して有効な対策が取れないとともに債務者・保証人が死亡した場合の相続人調査が困難となっている。 ・債務者の高齢化に伴い、低収入の債務者が多くなっていることから徴収が困難になってきている。 ・国から示された新免除要件基準の中で「市町村の裁量により判断」できるとされた部分において、府内他都市の状況等を踏まえつつ本市の方針を決める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの免除拡大通知を踏まえ、破産免責等を受け法的にも回収困難な案件について債権免除の手続きをとり、債務残高の圧縮を図る。また、低収入の債務者について国から示された新免除基準にそって免除の対象とできるか他都市の状況も踏まえ免除基準の方針を決定する。 ・債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理に努めていく。

6. 27年度の取組内容（5.「26年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

<p>現年度分</p>
<p>過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 ・分割納付誓約の提出のない4名については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 ・現在区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了したのから順次危機管理室への引継を実施することで、未収債権の管理を強化していく。 ・債務者の資力調査などを踏まえ、法的にも回収が困難であると判明した債権について債権免除の手続きを取るべく、規程の整備を行う。 ・低収入の債務者について他都市の状況を参考に、債務免除の対象とできるか本市の方針を決定する。

(参考) 26年度実績及び27年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

芦屋市、尼崎市、伊丹市、神戸市、西宮市の状況を確認したが、当初貸付額に対する平成27年3月末時点の回収状況については5市平均87.56%となっており、本市の87.53%とほぼ同程度の回収率となっている。

また、平成27年度3月末現在の残高に対する芦屋市、尼崎市、伊丹市、西宮市の平成27年度中の平均回収目標率については5.0%、本市6.8%である。